



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置（行政代執行）を行います

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第9項の規定による行政代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

令和元年5月27日（月曜日）午前9時

2. 建物の所在地

香取市分郷73番地6

（地番表示：香取市分郷字郷合73番2）

3. 建物の用途・構造

居宅（木造平屋建）

※写真参照

4. 執行内容

- ・敷地内の竹、草を刈り、越境している樹枝は剪定または伐採します。
- ・敷地内に散乱している動産は、本代執行に支障がある場合は撤去、処分します。
- ・瓦、トタン板等が隣地に落下、飛散しないよう、敷地境界に飛散防止ネットを設置します。

5. 事務手続きの経過

- ・命令 平成30年7月12日（措置期限：平成30年10月15日）
- ・戒告 平成30年11月7日（措置期限：平成31年2月7日）

6. その他

- ・措置費用はいったん市が負担し、行政代執行終了後、所有者に請求します。
- ・執行開始日時までに所有者が改善措置を始めた場合は、執行を延期もしくは中止することがあります。

○敷地入口



○越境した樹枝（写真右側は隣家）



○越境した樹枝（写真左側は隣地）



○瓦がずれている箇所

問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当 木内・佐藤・大竹

電話 0478 - 50 - 1214